

日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業
功労者・優秀団等表彰要項

1. 趣旨

日本スポーツ少年団が創設 50 周年という節目を迎えることを記念し、永年スポーツ少年団の充実に功労のあった者並びに単位スポーツ少年団に対し、その功績をたたえ、表彰する。

2. 表彰の形式

日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業実行委員会会長名により、永年功労者及び永年活動優秀団等に表彰状を授与する。

3. 対象および表彰基準

(1) 特別功労者

スポーツ少年団の育成・指導に永年にわたり特に貢献した者（物故者を含む）

(2) 功労者

平成 24 年度スポーツ少年団登録指導者（役職員を含む）で、スポーツ少年団の育成に 15 年以上継続して活動している者

(3) 優秀団

平成 24 年度スポーツ少年団登録団で、団結成以来 20 年以上にわたり継続して活動している単位スポーツ少年団

4. 募集

「3. 対象および表彰基準」の功労者及び優秀団については、市区町村スポーツ少年団から推薦された候補者を、都道府県スポーツ少年団が取りまとめ、所定様式にて平成 24 年 8 月 31 日までに日本スポーツ少年団に推薦する。

5. 告知方法

(1) 功労者及び優秀団については、日本スポーツ少年団から各都道府県スポーツ少年団を経て市区町村スポーツ少年団に実施要項を配布し、各々の段階において指導者や単位団に対し本事業の趣旨徹底を図る。

(2) 日本スポーツ少年団は、ホームページにて告知を行うとともに、情報誌「Sports Japan」の誌上にて、平成 24 年 5・6 月号から 7・8 月号まで告知記事を掲載する。

6. 表彰先の決定および通知

(1) 特別功労者については、日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業実行委員会において決定し、本人に通知する。

(2) 功労者及び優秀団については、都道府県スポーツ少年団からの推薦を受け、日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業実行委員会において決定し、各都道府県スポーツ少年団に対し通知する。

7. 表彰状の授与

(1) 特別功労者については、日本スポーツ少年団創設 50 周年記念式典で表彰状を授与する。

(2) 功労者及び優秀団については、各都道府県スポーツ少年団および市区町村スポーツ少年団での各種事業の中で、表彰状を授与する。

日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業
功労者・優秀団等表彰推薦要領

1. 対象および表彰基準

(1) 功労者

平成 24 年度スポーツ少年団登録指導者（役職員を含む）で、スポーツ少年団の育成に 15 年以上継続して活動している者。

(2) 優秀団

平成 24 年度スポーツ少年団登録団で、団結成以来 20 年以上にわたり継続して活動している単位スポーツ少年団。

2. 推薦方法

(1) 功労者及び優秀団に該当する登録指導者および単位スポーツ少年団は、直接市区村スポーツ少年団へ自薦する。（自己申告制）

●功労者表彰の自己申告項目

氏名（ふりがな）、性別、生年月日、年齢、
所属団名、登録開始年
※有資格者の場合は資格名、認定番号

●優秀団表彰の自己申告項目

単位スポーツ少年団名、代表指導者名、
登録開始年、連絡先（〒、住所、電話番号）

(2) 市区町村スポーツ少年団は、この申告を受け、表彰基準により認証し、所定様式（様式-1、2）に取りまとめ、都道府県スポーツ少年団へ推薦する。

(3) 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団より認証された表彰対象指導者・単位スポーツ少年団を所定様式（様式-3、4）に取りまとめ、日本スポーツ少年団に推薦する。また、登録指導者のうち、表彰対象となる都道府県および市区町村スポーツ少年団の役職員についても、同様式に取りまとめ、一括して日本スポーツ少年団に推薦する。

3. 推薦期間

それぞれの申告・推薦期限は、原則として以下のとおりとする。

(1) 市区町村スポーツ少年団への自己申告…平成 24 年 6 月 30 日締切り

(2) 市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団への候補者・単位スポーツ少年団名の提出（様式-1、2）…平成 24 年 7 月 31 日締切り

(3) 都道府県スポーツ少年団から日本スポーツ少年団への候補者・単位スポーツ少年団名の推薦（様式-3、4）…平成 24 年 8 月 31 日締切り（厳守）

4. その他

(1) 日本スポーツ少年団顕彰事業において、既に表彰された指導者であっても、本事業の表彰基準に該当する者は表彰状授与対象とする。

(2) 日本スポーツ少年団創設 10 周年・20 周年・30 周年・40 周年記念表彰の際、表彰された指導者・団についても、本事業での授与対象とする。

(3) 平成 24 年度における 15 年および 20 年以上の継続活動の基準としては、平成 10 年度以前よりスポーツ少年団育成に従事している指導者・役職員、平成 5 年度までに結成し継続登録して活動している単位団が対象とする。

※本事業によって取得する個人情報については、「公益財団法人日本体育協会個人情報保護方針」に基づき、責任を持って保管の上、本事業の業実施に係る諸連絡のみに利用させていただきます。